

JAS オーガニック認定基準

(目的)

第1条 本基準は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下、「当財団」という。）が「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「JAS法」という。）に基づいて、有機農産物および有機加工食品の認定を行うための基準を定めるものである。

(認定の技術的基準)

第2条 当財団から認定を受けようとする有機加工食品の生産行程管理者は、JAS法に定める「認定の技術的基準」を満たしていること。

2 当財団から認定を受けようとする有機農産物の生産行程管理者は、JAS法に定める「認定の技術的基準」を満たしていること。

3 当財団から認定を受けようとする小分け業者は、JAS法に定める「認定の技術的基準」を満たしていること。

(生産の方法についての基準等)

第3条 当財団から認定を受けようとする「有機農産物の生産行程管理者」は、「有機農産物の日本農林規格」に基づき、生産を行なうこととする。

2 当財団から認定を受けようとする「有機加工食品の生産行程管理者」は、「有機加工食品の日本農林規格」に基づき、生産を行なうこととする。

(有機農産物を生産するほ場等の条件)

第4条 「有機農産物の日本農林規格」第4条の「ほ場」の基準1について次項に定める事を加える。

2 使用禁止資材が周辺から認定申請ほ場に飛来、又は流入する恐れがある場合、生産行程管理者はそれを防止するために、十分な緩衝地帯を設けなければならない。緩衝地帯の設置基準は次の各号のとおりとする。

(1) 緩衝地帯は、1 m以上の幅を確保することを原則とする。

(2) 認定申請ほ場が航空防除実施地域内にあつて申請ほ場が散布除外されている場合は、次のとおりとする。

① 有人ヘリによる航空防除の場合、緩衝地帯は10m以上を確保する。

② ラジコンヘリによる航空防除の場合、緩衝地帯は3 m以上を確保する。

(3) 認定申請の水田に流入する用水に使用禁止資材が混入する恐れがある場合は、浄化水田を設け、そこを通過させた後にほ場に用いること。浄化水田の広さは10 m²以上とし、そこに植物を植えたり、使用禁止資材を吸着する資材等を設置埋設するなどして、用水の浄化を促進させる（使用禁止資材の混入防止措置をはかる）こととする。

(附 則)

1. この規程は、平成18年3月10日より施行する。

2. 平成24年8月30日一部改訂（この一部改訂は平成24年9月9日より施行する）。